

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(民事事件・令和5年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
令和5年(許)第1号 (一小)	広島高岡山支決令4・10・7 岡山地決令3・3・10	民訴	複数の原告が共同訴訟人として提起した訴訟において、原告が訴え提起手数料につき訴訟上の救助の申立てをしたとき、各原告について救助の付与対象となるべき訴え提起手数料の額	最決令5・10・19(破棄・差戻) 裁時1826号 <b>裁時1830号</b>
令和5年(許)第2号 (一小)	広島高岡山支決令4・10・7 岡山地決令3・8・6	同上	同上	最決令5・10・19(破棄・差戻)
令和5年(許)第3号 (一小)	広島高岡山支決令4・10・7 岡山地決令3・8・6	同上	同上	最決令5・10・19(破棄・差戻)
令和5年(許)第4号 (一小)	広島高岡山支決令4・10・7 岡山地決令4・2・7	同上	同上	最決令5・10・19(破棄・差戻)

(二小)	大阪高決令4・10・27 大阪家審令3・11・25	家事		5・9・27(取下げ)
令和5年(許)第6号 (二小)	広島高決令4・11・14	民訴	上告受理申立て理由書に上告受理申立て理由の記載がないとして上告受理申立てを却下した原審の判断の当否	
令和5年(許)第7号 (三小)	名古屋高決令4・11・30 名古屋家審令4・9・12	家事	不在者の戸籍の一部が廃棄されていて、その生死が不明であるとして失踪宣告の申立てがされた場合に、①申立人と不在者は、共に亡Aの2次相続人であるが、失踪宣告の有無によって申立人の相続分が変動する関係にはない、②申立人は、亡A名義の土地を時効取得したとして、不在者を除く亡Aの相続人に対して当該土地の所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、請求認容の確定判決を得ているものの、不在者との関係で所有権移転登記を受けることができないなどの事情の下において、申立人は民法30条1項の「利害関係人」には当たらないとして申立てを却下すべきものとした原審の判断の当否	
令和5年(許)第8号 (二小)	東京高決令5・1・26 東京地立川支命令4・10・18	執行	抗告人が飼育する豚を目的とする集合物譲渡担保権の設定を受けていた相手方が、当該譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、当該豚が家畜伝染病予防法16条に基づきと殺となったことに伴い、抗告人が同法58条に基づいて国に対して有する手当金請求権を差し押さえることができるとした原審の判断の当否	最決令5・8・16(棄却)
令和5年(許)第9号 (三小)	大阪高決令5・1・18 大阪地決令4・6・15	保全	一筆の土地の一部について時効取得した債権者がその一部を含む当該一筆の土地全部に対する処分禁止の仮処分を申し立てることはできないとした原審の判断の当否	最決令5・10・6(破棄・差戻) 裁時1825号 <b>裁時1830号</b>

令和5年(許)第11号 (三小)	広島高決令5・4・25 広島家審令5・1・20	家事	子が実親の一方及び養親の共同親権に服する場合、他の一方の実親は、子の監護者の指定審判を申し立てることはできないとした原審の判断の当否	
[REDACTED] (一小)	名古屋高決令5・5・19 名古屋 地豊橋支決 令4・9・7	その他	[REDACTED]	
[REDACTED] (二小)	名古屋高決令5・5・31 名古屋家豊橋支審令4・3・9	家事	[REDACTED]	
[REDACTED] (二小)	名古屋高決令5・5・31 名古屋家豊橋支審令4・3・9	家事	[REDACTED]	
[REDACTED] (三小)	名古屋高決令5・6・30 名古屋家岡崎支審令5・1・27	家事	[REDACTED]	
[REDACTED] (一小)	大阪高決令5・6・21 大阪家審令5・1・19	家事	[REDACTED]	

[REDACTED] (三小)	広島高決令5・7・11 広島地決令5・5・2	民訴	[REDACTED]
[REDACTED] (一小)	東京高決令5・7・18 東京地決令5・3・17	民訴	[REDACTED]
[REDACTED] (三小)	高松高決令5・8・25 高松家丸亀支審令5・3・24	家事	[REDACTED]
[REDACTED] (一小)	広島高決令5・8・31 広島地決令4・1・31	その他	[REDACTED]
[REDACTED] (二小)	広島高岡山支決令5・10・10	民訴	[REDACTED]

※赤字部分が、今回更新した部分です。

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(行政事件・令和5年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
令和5年(行フ)第1号 (一小)	福岡高宮崎支決令4・9・ 13 宮崎地決令4・5・17	その他	地方公務員である相手方Y1が地方公務員災害補償基金である相手方Y2を相手に地方公務員災害補償法に基づく公務外認定処分の取消しを求める事案において、地方公共団体である抗告人が相手方Y2を補助するためには行政事件訴訟法22条1項に基づく訴訟参加の申立て等について、これを却下等すべきものとした原審の判断の当否	最決令5・3・23(棄却)
令和5年(行フ)第2号 第二小法廷	大阪高裁令5. 4. 28	その他	国を控訴人とする基本事件の裁判長裁判官について民訴法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」が存するものとはいえないとして忌避申立てを却下した原審の判断の当否	最決令5・8・16(棄却)

※赤字部分が、今回更新した部分です。